

令和8年第3回定例会(9月)議決結果

第3回定例会が令和8年9月8日から 18 日までの 11 日間の会期で開催されました。決算、補正予算など 22 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋港ポートパーク条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

芦屋港の一体的な管理の観点から、芦屋港活性化事業における1号上屋等の官民連携による施設整備の目途が立ち、運営方法や維持管理について具体的な方向性が定まるまでの間、芦屋港ポートパーク駐車場の使用料を無料とするため、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和8年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ1億8,650万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 山鹿地区内水浸水想定解析業務委託に充当する防災力強化総合交付金、生活応援商品券発行事業に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上したほか、山鹿小学校体育館空調設備整備工事の増額補正の財源として、緊急防災・減災事業債を増額計上するとともに財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝ 物価高騰による家計への影響が続く中、冬季における暖房等の使用に係る電気料金等の負担を軽減するため、1人あたり1万円の給付を行う電気料金等支援給付金事業を計上したほか、令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震の被災地への義援金等を計上しています。

その他、山鹿小学校及び芦屋中学校体育館空調設備整備事業について、繰越明許費の設定をしています。

●令和8年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入＝ 一般会計からの繰入金を増額計上するものです。

歳出＝ 備品購入費を増額計上するものです。

●令和8年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

収益的支出として、人事異動に伴う職員手当を 288 万8千円増額計上するものです。

また、資本的支出として、入札不調に伴い競走水面浄化設備整備工事費をあらためて計上するものです。

なお、競走水面浄化設備整備工事について、債務負担行為の設定をしています。

●令和8年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

収益的支出として、職員人件費を 1,727 千円増額計上するものです。

また、資本的支出として、職員人件費を 14 千円増額計上するものです。

なお、令和9年度からの10年契約で水の官民連携(ウォーターPPP)を実施するにあたり、令和8年度中に契約を行う必要があるため、北九州市への事務委託に関する経費を含む2件について、債務負担行為の設定をしています。

【決 算】

●令和7年度芦屋町一般会計決算の認定

●令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定

●令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定

(認定 賛成多数)

●令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定

●令和7年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定

●令和7年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定

●令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定

●令和7年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定

(認定 満場一致)

【契 約】

●プールサイドパーゴラテント購入契約の締結

(可決 満場一致)

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、当該購入契約を締結するものです。

【人 事】

●芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任

（同意 満場一致）

現委員の任期満了に伴い、新たに田口和博氏を選任します。

氏 名 田口 和博

生年月日 昭和 26 年 7 月 10 日

住 所 北九州市若松区青葉台西

【その他】

●指定管理者の指定

（可決 満場一致）

芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープールの指定管理者を指定したいので、「地方自治法」第 244 条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

●令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分

（可決 満場一致）

未処分利益剰余金の一部を自己資本金に組み入れ、残りを利益積立金に積み立てるため、「地方公営企業法」第 32 条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【報 告】

●令和7年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第 22 条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するものです。

●令和7年度芦屋町一般会計継続費精算報告

「地方自治法施行令」第 145 条第2項の規定に基づき、芦屋東小学校校舎大規模改修事業の継続費精算を報告するものです。

●専決処分事項の報告

中央公民館非常用電源整備工事の請負契約の変更について、「地方自治法」第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

●地方独立行政法人芦屋中央病院の令和7事業年度における業務実績に関する評価結果

「地方独立行政法人法」第28条第1項第2号の規定により評価を行ったため、同条第5項の規定により議会に報告するものです。

**●地方独立行政法人芦屋中央病院の第3期中期目標期間に見込まれる業務実績に関する
評価結果**

「地方独立行政法人法」第28条第1項第2号の規定により評価を行ったため、同条第5項の規定により議会に報告するものです。

【発言の取り消し】

9月 18 日(金)の会議において、妹川議員の反対討論に対して行った町長の発言については、執行機関の発言の範囲を超えるものであると認められたので、「地方自治法」第 129 条の規定によって議長が発言の取消しを命じました。